

国際大会出場奨励金交付基準

1 趣 旨

国際大会への出場や大会での選手の活躍は、苫小牧市へのスポーツ発展や競技力向上、地域の活力など本市のスポーツ振興に大きな貢献が期待される。よって、国際大会に出場される個人の実績を称え、活躍を祈念し、贈呈する。

2 対 象

(1) 対象者

- ① 苫小牧市民
- ② 苫小牧市内に在学している者
- ③ 苫小牧市に母体があり、日本オリンピック委員会、(公財) 日本スポーツ協会のいずれかもしくはその傘下連盟等に加盟している個人
- ④ 予選又は選抜・選考により日本代表となった選手に限る
- ⑤ 対象選手は大会要項に基づく登録選手とする
- ⑥ 引率者は含めない

(2) 対象大会

オリンピック、パラリンピック、国際競技連盟が主催する国際大会

※国際競技連盟

この基準における国際競技連盟とは、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック連盟 (IPC) の傘下・加盟団体のことをいう。

(3) 他の地方公共団体から補助金や奨励金を受ける者については補助対象外とする。

3 奨励金額

(1) 奨励金額は次のとおりとする。

- ① オリンピック、パラリンピック大会 (ユース大会やジュニア大会は除く)
1人につき 100,000円
- ② 世界選手権、ワールドカップまたはこれに準じる大会 (1部・2部などカテゴリー分けされている場合はトップカテゴリーに限る。ユース大会やジュニア大会は除く)
1人につき 50,000円
- ③ ①、②以外の大会 (小・中・高校生及び学生に限る)
1人につき 30,000円

※学生

この基準における学生とは、高等専門学校及び大学 (短期大学及び大学院を含む) に在学している者をいう。

(2) 回数は、①、②、③、同一選手各年度それぞれ1回ずつを上限とする。

4 申請者

競技団体及びこれらに準ずる団体の長又は、出場者個人での申請とする。ただし、奨励金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者が未成年者であるときは、その保護者が申請しなければならない。

5 交付申請

奨励金の交付を受けようとする者は、大会出発日の2週間前までに、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし市長が特別に認めた場合についてはこの限りでない。

- (1) 国際大会出場奨励金交付申請書
- (2) 大会参加者名簿
- (3) 大会要項
- (4) 代表選出・大会出場等が証明できる書類

6 実績報告

奨励金の交付を受けた者は、大会終了後1ヶ月以内に、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし市長が特別に認めた場合についてはこの限りでない。

- (1) 国際大会出場実績報告書
- (2) 大会成績報告書

7 奨励金の返還

市長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 何らかの事由により大会への出場が出来なくなったとき
- (2) 奨励金の交付を受けた者が提出した書類に、偽りその他の不正があったとき
- (3) 前号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 「遠征費補助基準（国際大会）」（平成28年4月1日施行）は廃止する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。